**平成２９年（フ）第４８４９号**
大阪市福島区玉川４丁目10―２　グローバル野田508号室
破産者　株式会社コバヤシ
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１３８号**
大阪府羽曳野市郡戸298―Ｉ・Ｊ
破産者　有限会社フジモトグループ
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第８３６号**
神戸市灘区宮山町２―７―14
破産者　株式会社ＩＢＪ
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第８３７号**
栃木県宇都宮市今泉５―１―17　サーパス902、住民票上の住所京都市東山区東大路五条上る遊行前町562番地　ベラジオ京都清水323号室
破産者　関　　直也
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３５７号**
沖縄県石垣市字大浜294番地の１　コーポかねく302
破産者　有限会社兼久工業
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成３０年（フ）第１０号**
秋田市寺内油田２丁目１番53号
破産者　株式会社ダブリューレバレッジ
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４２４号**
茨城県水戸市河和田１丁目1675番地の３
破産者　イバケン協同組合
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第８６９号**
東京都国立市東２丁目14番地の18
破産者　有限会社アトリエ游
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第２８６号**
東京都町田市木曽東４丁目６番427号
破産者　天野　哲也
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第２８７号**
東京都町田市木曽東４丁目６番427号
破産者　天野　則子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第３１０号**
東京都町田市金井６丁目28番24号
破産者　八木　夕樹（旧姓玉田）
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第２３５号**
三重県いなべ市員弁町北金井1717番地１
破産者　吉住　秀貴
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第２４８号**
三重県いなべ市員弁町北金井1717番地の１
破産者　有限会社吉住建設
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２８年（フ）第４５１８号**
大阪府枚方市東香里南町31番８号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区谷町１丁目６番４号
破産者　有限会社エヌティトレーディング
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４５１９号**
大阪府枚方市東香里南町31番８号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区谷町１丁目６番４号
破産者　株式会社エヌティ
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５１１７号**
大阪市北区大淀南２丁目６番４号
破産者　株式会社トライシステム
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４４８号**
兵庫県西宮市甲子園口２丁目２番12号
破産者　株式会社阪神エステート
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成３０年（フ）第８３号**
兵庫県西宮市甲陽園本庄町２番47―205号
破産者　有限会社アラ谷
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第６９号**
兵庫県宍粟市千種町黒土42番地
破産者　特定非営利活動法人しきぐさ
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２９年（フ）第６３号**
愛媛県松山市衣山２丁目６番50号
破産者　株式会社Ｃ・ファクトリー
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３０８号**
愛媛県松山市松前町１丁目５番地３
破産者　株式会社ピーシー・ステーション
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部